

ケアプランセンターとうかい運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、医療法人社団いばらき会（以下「いばらき会」という。）が開設したケアプランセンターとうかい（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「本事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、指定居宅介護の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定居宅介護支援においては、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮したものとする。

- 2 事業所は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- 3 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行う。
- 4 事業所は、利用者の所在する市町村、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。
- 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じる。
- 6 事業所は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。
- 7 前6項のほか、「東海村指定居宅介護支援所業者の事業に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成30年東海村条例第22号。以下「条例」という。）に定める内容を厳守し、事業を実施するものとする。

(事業の運営)

第3条 指定居宅介護支援の提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第4条 事業を行なう事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ケアプランセンターとうかい
- (2) 所在地 茨城県那珂郡東海村石神内宿1724-1

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所に勤務する従業員の職種、員数、及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名 (主任介護支援専門員) 介護支援専門員と兼務

事業所における介護支援専門員の管理、指定居宅介護支援の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他業務管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定居宅介護支援の実施に関し、遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

(2) 介護支援専門員 3名以上

要介護者等からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況や置かれている環境に応じて、本人やその家族の意向を基に、居宅サービスまたは施設サービスを適切に利用できるよう、居宅サービス計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他便宜の提供を行う。

(3) 担当利用者数

介護支援専門員一人当たりの取り扱い件数は、44件未満とする。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び休日、営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。

(2) 休日 土曜日、日曜日、祝祭日とし、8月13日から15日、12月29日から1月3日までを特別休暇とする。

(3) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(4) 上記の営業日以外については、医療法人社団いばらき会いばらき診療所において対応するほか、電話等により24時間(365日)常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容)

第7条 指定居宅支援事業の内容は次のとおりとする。

(1) 利用者からの居宅サービス計画作成依頼等に対する相談対応は当事業所内相談室において行う。

(2) 課題分析の実施

① 課題分析の実施にあたっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族と面接して行うものとする。

② 課題分析の実施に当たっては、利用者の生活全般についての状態を十分把握し、利用者が自立した生活を営むことができるよう支援する上で、解決すべき課題を把握するものとする。

③ 使用する課題分析票の種類はTAI方式又はいばらき会オリジナルアセスメント方式とする。

(3) 居宅サービス計画原案の作成

利用者及びその家族の希望並びに利用者について把握された解決すべき課題に基づき、提供されるサービスの目標及び達成時期、サービスを利用する上での留意点を盛りこんだ居宅サービス計画の原案を作成する。

また、居宅サービス計画の作成にあたって、利用者から介護支援専門員に複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅サービス計画原案に位置付けられた指定居宅サービス事業者の選択理由の説明を求めることができること、前6ヵ月間に作成した居

宅サービス計画の総数のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下、この号において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合並びに事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうち、同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものの占める割合等につき、文書の交付及び口頭により説明し、理解を得るよう努めるものとする。

(4) サービス担当者会議等の実施

居宅サービス計画書に位置付けた指定居宅サービス等の担当者を招集したサービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、居宅サービス計画書の内容について担当者から専門的見地からの意見を求めるものとする。サービス担当者会議をテレビ電話装置その他の情報通信機器等を活用して行う際には利用者又はその家族が参加する場合においては当該利用者等の同意を得て行うものとする。

(5) 居宅サービス計画の確定

介護支援専門員は、居宅サービス計画書に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料について利用者又はその家族に説明し、文書により利用者に同意を得るものとする。

(6) 居宅サービス事業所とサービス事業所の連携

介護支援専門員は、居宅サービス計画書に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、個別サービス計画の提出を求めるものとする。

(7) サービス実施状況の継続的な把握及び評価

居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況や利用者についての解決すべき課題についての把握を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。

(8) 地域ケア会議における関係者間の情報共有

地域ケア会議において、個別のケアマネジメント事例の提供や求めがあった場合には、これの協力するよう努めることとする。

(身分を証する書類の携行)

第8条 事業所の介護支援専門員は常に身分証明書を携行し、初回訪問時又は利用者若しくはその家族から提示を求められた場合は、これを提示する。

(利用料金)

第9条 指定居宅介護支援における法定代理受領以外の利用料は、厚生労働大臣の定める基準（告示上の報酬額）によるものとする。

- 2 法定代理受領以外の利用料の支払いを受けたときは、当該利用料額等を記載した指定居宅介護支援提供証明書を利用者に対して交付するものとする。
- 3 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う指定介護支援等に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を利用した場合は次の額を徴収する。

(1) 事業所から片道おおむね15キロメートル未満 300円

(2) 事業所から片道おおむね15キロメートル以上 500円

- 4 指定居宅介護支援の提供の開始に際しては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明をした上で、その内容及び支払に同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けるものとする。

(通常の事業の実施地域及びサービスの提供困難時の対応)

第10条 事業所の通常の実施地域は、ひたちなか市、那珂市、東海村、日立市及び常陸太田市とする。

地域外の利用者の申し込みに対して、サービス提供が困難と思われる場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な処置を講じるものとする。

(事故発生時の対応)

第11条 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行うものとする。
3 事業所は、利用者に対する居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理・ハラスメント)

第12条 事業所は、指定居宅介護支援の提供に係る利用者及び家族からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するため必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、提供した居宅介護支援に対し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村従業者からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
3 事業所は、提供した居宅介護支援に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第13条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(秘密保持)

第14条

- 1 事業者及び従業員は、正当な理由がない限り、利用者に対するサービスの提供にあたり知り得

た利用者及び家族の秘密を第三者に漏らしません。

- 2 事業者は、従業員が退職後、在職中に知り得た利用者及び家族の秘密を漏らさないよう、必要な措置を講じます。

(虐待防止に関する事項)

第15条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待等の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待を防止するための対策を検討する委員会（テレビ会議装置を活用して行うことができるものとする）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための従業者に対する定期的な研修（年1回以上）の実施
 - (4) 第3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の配置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第16条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第17条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を利用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について介護支援専門員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的（年1回以上）に実施する。

(その他運営に関する留意事項)

第18条 事業所は、居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図ることとし、業務の執務体制についても検証、整備する。

- 2 事業所は、従業者の資質向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとする。
 - (1) 新任（採用時）研修 採用後3ヶ月
 - (2) 現任（継続） 研修 年2回以上
- 3 従業者は業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。
- 4 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 5 事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 6 事業所は、居宅介護支援に関する諸記録を整備し、契約終了した日から最低5年間は保存するものとする。
- 7 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は、医療法人社団いばらき会と事業所の管理者との協議に基づき定めるものとする。

附則

この規定は、令和3年4月1日から施行する。

令和6年4月1日第5条（3）変更
第7条（3）変更
第12条 追加
第15条 変更
第17条（3）追加